

一般社団法人 日本茅葺き文化協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本茅葺き文化協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県つくば市北条184番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、茅葺きの文化と技術の継承と振興をはかり、もって日本文化と地域社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茅葺き技術及び茅葺き景観の研究、調査、記録、開発及びそれらに関する教材、資料の作成
- (2) 茅葺き技術の継承と普及及び後継者育成
- (3) 茅場の調査、保全、開発と茅の安定供給システムの構築
- (4) 茅資源の研究と利用技術の開発
- (5) 茅葺きの民家、建築、景観の保全と活用
- (6) 茅刈り及び茅葺き作業の支援及び研修会の実施
- (7) 茅葺きに関する地域間及び国際交流
- (8) 茅葺きに関する研修旅行の企画及び実施
- (9) 上記の事業に関する広報、出版、情報交換、相談及び助言
- (10) 地域の茅葺きを扱う他の諸団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は支援
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の会員となろうとする者は、別に定めるところにより入会の申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、入会に際して入会金を納入し、毎年定められた会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。
3. 入会金及び会費の額等は、別途細則により定める。
4. 即納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 三 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- 四 1年以上会費を滞納したとき
- 五 除名されたとき

(任意退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する

- 一 理事及び監事の選任又は解任

- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 会員の除名
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは当該社員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事が次にあげる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 三 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会長及び顧問)

第29条 当法人に、会長及び顧問を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、会員の中から、社員総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(職員)

第30条 当法人の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 分科会

(分科会の設置)

第35条 当法人の目的及び事業を遂行するため必要があるときは、理事会の決議を経て分科会を置くことができる。

第8章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第43条 当法人の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

(法令の準拠)

1 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

2 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

平成22(2010)年2月3日 設立
平成25(2013)年5月25日 改訂
令和4(2022)年5月14日 改訂